

(注) 本雛型はあくまで参考として頂くためのものであり、契約書の具体的な内容については、各社様の事情を踏まえて、各社様の責任において個別に定めて頂く必要があります。当機構がその内容、方法等を指定、制限等するものではありません。また、当機構が本雛型に関連して何らかの解釈又は見解を示すものではなく、万が一各社様が本雛型を参考に締結された契約に起因又は関連して何らかのトラブル等が発生した場合でも、当機構は一切の責任を負いかねます。

参考資料3

OBID 検査に係る支援業務委託契約書

_____ (以下「甲」という。) 及び _____ (以下「乙」という。) は、甲が、自動運転技術等の電子装置に搭載された自己診断機能である車載式故障診断装置を用いた自動車検査 (以下「OBID 検査」という。) を実施するに当たり、乙が甲に対して第 1 条に定める業務を提供することに関して、_____ 年 _____ 月 _____ 日付で、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (業務委託)

1. 甲は、乙に対して、次の各号に掲げる業務 (以下「本件業務」という。) を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 本件業務を担当する乙の役職員 (以下「乙担当者」という。) を、甲の事業場における管理責任者又は甲の事業場を統括する事業場の統括管理責任者 (以下「本管理責任者等」という。) として登録し、乙担当者が、甲に代わって、甲による OBID 検査の実施のために必要となる一切のシステム、アプリ等 (利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBID 検査結果照会システムを含むがこれに限らない。以下「OBID 検査関連システム等」という。) のインストール及び初期設定 (事業場 ID 及びログインパスワードの設定、クライアント証明書のインストール、アプリのダウンロード及びインストール等を含むがこれに限らない。以下同じ。) を行う業務。
 - (2) 乙担当者が、甲の事業場における OBID 検査関連システム等の運用 (甲の役職員を、甲の事業場における OBID 検査関連システム等の利用者として登録することを含むがこれに限らない。以下同じ。) を行う業務。
 - (3) 甲の役職員による OBID 検査関連システム等のインストール、初期設定、運用等を補助する業務。
 - (4) その他前各号に付随又は関連する業務。
2. 乙は、本件業務の遂行に当たり、自らの責任において関係法令及び規則 (道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。その後の改正を含む。)) 及び個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含む。)) 並びにこれらに関する通達等を含むがこれに限らない。) 並びに OBID 検査関連システム等に係る利用規約を遵守し、善良な管理者の注意をもって本件業務を遂行する。
3. 乙は、本件業務の遂行に必要な機器等がある場合、乙の責任と費用によりこれを準備及び管理する。

第2条 (業務委託料)

1. 甲は、本件業務の対価として、月額 円 (税別) (以下「本業務委託料」という。) を乙に対して支払う。1ヶ月に満たない月については暦日にて日割り計算した金額とする。
2. 乙は、前月に行った本件業務に対する本業務委託料に係る請求書を、当月 10 日 (当日が営業日でない場合は、その前営業日) までに甲に対して提出する。甲は、本業務委託料を、当月末日 (当日が営業日でない場合は、その前営業日) までに乙が指定する銀行口座への口座振込の方法により支払う。当該口座振込に係る手数料は甲の負担とする。
3. 甲及び乙は、乙による本件業務の遂行状況、物価の変動その他経済情勢の変更等に応じて、本業務委託料の金額について協議の上、これを改定することができる。

第3条 (再委託の禁止)

乙は、本件業務の全部又は一部を、第三者に対して再委託することができない。

第4条 (報告)

乙は、甲の要請に応じて、本件業務の遂行状況を随時報告する。

第5条 (誓約事項等)

1. 甲及び乙は、本管理責任者等として、甲の役職員及び乙担当者をそれぞれ 1 名以上選任する。
2. 甲は、乙が本契約に違反している場合、乙担当者が本件業務を遂行するのに必要な技能を備えていないと判断する場合、乙担当者が本件業務を誠実に遂行していないと判断する場合その他必要と判断する場合は、いつでも本管理責任者等に関する登録情報から乙担当者を削除することができる。
3. 甲は、前項に定める場合において、自らの判断により、独立行政法人自動車技術総合機構 (以下「機構」という。) に対して報告の上、機構に対し、乙の OBD 検査関連システム等に係るアカウントの停止その他必要な措置を講じるよう要請することができる。甲は、機構がかかる措置を講じることにより乙が損害、損失、費用等 (合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。) を被った場合でも、当該損害等について、賠償する責任を負わない。
4. 乙は、甲の事前の書面 (電子メールを含む。本条において以下同じ。) による承諾を得ることなく、本管理責任者等に関する登録を含む、OBD 検査関連システム等に登録されている甲の情報を追加、変更又は削除してはならない。
5. 乙は、乙担当者を本管理責任者等として登録する以外に、乙並びに乙の子会社若しくは関連会社 (以下「乙グループ」という。) の役職員 (乙担当者を含むがこれに

限らない。)を含む甲の事業場に所属しない第三者を、甲の事業場における特定DTC照会アプリの利用者として登録してはならず、乙は、甲の事業場におけるOBD検査を自ら行ってはならない。

6. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、甲の事業場におけるOBD検査の結果を閲覧してはならず、また、乙グループの役職員を含む第三者に、甲によるOBD検査の結果を閲覧させてはならない。

第6条（通知）

本契約における全ての指図、通知、同意その他の通信（以下「通知等」という。）は、別段の定めがない限り、権限を有する者が適正に署名又は記名押印した書面を、以下の名宛人に対しファクシミリ、電子メール、手交又は郵便により交付する方法で行う。本契約の締結日以後、本条に定める方法により以下の名宛人の変更が通知された場合には、変更後の名宛人に対して上記通知等を行う。本条の書面は、名宛人に到達した日にその効力を生じる。

甲宛：

住所：

宛先：

FAX：

Eメール：

乙宛：

住所：

宛先：

FAX：

Eメール：

第7条 (損害賠償)

1. 甲及び乙は、本契約に違反したことにより相手方が損害等を被った場合、当該違反と相当因果関係のある損害等について、相手方に対して賠償する義務を負う。
2. 乙が、OBD 検査関連システム等を利用するために必要となる機器等に、故障等の不具合が生じ、当該故障等に起因又は関連して、甲に損害等が生じた場合、乙は、かかる損害等について、甲に対して賠償する義務を負う。但し、天変地異その他不可抗力による場合は、この限りでない。
3. 甲及び乙は、前項に定める損害等について、機構が一切の責任を負わないことを相互に確認する。

第8条 (解除)

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が本契約に違反したことが判明し、甲又は乙による書面による催告後 14 日間を経過する日までに当該違反が解消されなかった場合。
 - (2) 相手方について、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他の法的倒産処理手続又はこれらに準じる私的倒産処理手続(これらに相当する外国法令によるものを含み、以下「倒産手続等」という。)の申立てがなされた場合又は倒産手続等が開始された場合。
 - (3) 前各号に掲げるほか、乙において、本件業務を遂行することができないと甲が合理的に判断する事由が発生した場合。
2. 前項に基づく甲又は乙による契約解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第9条 (有効期間等)

1. 本契約は本契約の締結日から発効し、 年 月 日まで有効に存続する。但し、本契約の契約期間の満了日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれも相手方に対して書面により本契約の更新を拒絶する旨を通知しなかった場合は、本契約は1年間自動更新するものとし、以後同様とする。
2. 本契約が解除その他の事由を問わず終了した場合、次の各号が適用される。
 - (1) 乙は、本件業務を直ちに終了するとともに、直ちに本管理責任者等の登録情報から、乙担当者を削除するとともに、甲の事業場における OBD 検査関連システム等の利用を停止しなければならない。
 - (2) 乙は前号に掲げる義務の履行を完了した後、直ちに甲に対してその旨を通知する。

- (3) 本契約が終了した時点で、未払いの本業務委託料が存在する場合、甲は、乙に対して、当該本業務委託料を本契約の終了日の属する月の翌月末日（当日が営業日でない場合は、その前営業日）までに乙が指定する銀行口座への口座振込の方法により支払う。当該口座振込に係る手数料は甲の負担とする。
- (4) 乙は、直ちに、甲の指示に従い、秘密情報（第 11 条第 1 項に定義する。以下同じ。）を甲に対して返還又は廃棄し、秘密情報を甲に対して返還又は廃棄したことを証明する資料及びデータを甲に対して提出する。

第10条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号の事項を本契約の締結日時点において表明保証し、将来にわたって確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
2. 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 前項第 1 号又は第 2 号の表明保証又は確約に反する申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 前項第 3 号の表明保証又は確約に反し契約をしたことが判明した場合。
 - (3) 前項第 4 号の表明保証又は確約に反する行為をした場合。

第11条 （秘密保持）

1. 本契約において、「秘密情報」とは、(i) 甲及び乙が、本契約に関連して相手方に開示又は伝達する有形無形の一切の資料又は情報、及び (ii) 本件業務の遂行に関して知り得た甲に関する一切の資料又は情報を総称していい、OBD 検査関連システム等に係る事業場 ID、ログインパスワード、クライアント証明書、甲による OBD 検査の結果等を含むがこれに限らない。以下、秘密情報を開示した本契約当事者を「開示当事者」といい、秘密情報の開示を受けた本契約当事者を「受領当事者」という。但し、次の各号に該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示当事者から開示を受け又は知得する以前に既に適法に保有していたもの。
 - (2) 開示当事者から開示を受け又は知得する以前に既に公知であったもの。

- (3) 開示当事者から開示を受け又は知得した後に、受領当事者の責に帰すことのできない事由により公知になったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず正当に取得したもの。
 - (5) 開示当事者から開示を受け又は知得した情報とは無関係に受領当事者が自ら開発したもの。
2. 受領当事者は、秘密情報を本契約の履行のためにのみ使用するものとし、その他の目的のためにこれを使用してはならない。
 3. 受領当事者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。
 4. 前項の定めにかかわらず、受領当事者は、合理的な範囲で、(i)自らの又は関係会社の役員又は従業員、(ii)適用法令上当然に守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士その他の職業専門家、及び(iii)受領当事者との間で秘密保持義務を負ったアドバイザー契約等の締結当事者（上記(i)から(iii)に記載する者を総称して、以下「本開示先役員等」という。）に対し、自らの責任において秘密情報を開示することができる。
 5. 第3項の定めにかかわらず、法令に基づき、司法、行政機関の強制力のある命令等により秘密情報の開示を求められた場合、又は金融商品取引所その他の自主規制機関から開示が要求された場合には、受領当事者は当該命令等に従うために必要最小限の範囲において秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は事前に開示当事者に対し、開示される情報の範囲、被開示者及び開示義務の法的根拠を通知しなければならない。
 6. 受領当事者が、第4項に基づき本開示先役員等に秘密情報を開示する場合には、受領当事者は、本開示先役員等に対しても本契約における受領当事者の義務と同様の義務を課し、これを遵守させなければならない。本開示先役員等に当該義務の違反があった場合、受領当事者が本開示先役員等と連帯してその責任を負う。
 7. 本条は、本契約が解除その他の事由を問わず終了した場合も、なお有効とする。

第12条 （譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡その他の方法により処分してはならず、また承継させてはならない。

第13条 （誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

第14条 （準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従い解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に起因又は関連して生じる全ての紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

上記の合意を証するため、甲及び乙は、本契約2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつを保管する。

____年____月____日

甲： 住所： _____

名称： _____

代表取締役： _____

乙： 住所： _____

名称： _____

代表取締役： _____